広 産 商 第 5 5 号 令和 4 年 7 月 2 7 日

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一 様 もみじ地所株式会社 代表取締役 來島 康浩 様

> 広島市長 松井 一實 (経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の規定による広島市の意見について(通知)

令和4年3月11日付けで、大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により届出された下記大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称 アルパーク西棟
- 2 大規模小売店舗の所在地広島市西区井口明神一丁目10番地133外

広 産 商 第 5 6 号 令和 4 年 7 月 2 7 日

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一 様 もみじ地所株式会社 代表取締役 來島 康浩 様

> 広島市長 松井 一實 (経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について(要請)

令和4年3月11日付けで、大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により届出された「アルパーク西棟」について、本市は令和4年7月27日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いましたが、その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 周辺の交通状況や来退店の状況を確認し、交通誘導員の配置、案内看板の設置、誘導経路等について検討するとともに、交通の安全と円滑の確保に努めること。
- 2 夜間における騒音レベルの最大値が基準値を超えている予測地点があることから、 届出書に記載の騒音防止対策を確実に実施するとともに、近隣との騒音等の問題が生 じた場合は、対策について十分相談のうえ誠実に対応すること。
- 3 交通、騒音等の状況を常に把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 4 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画 書に沿った店舗運営に取り組むこと。